

大規模犯罪の後処理のジレンマ

- ・犯罪者が多すぎる
 - 国家の再建に影響
 - ・被害者也多すぎる
 - 全員に賠償できない
 - ・犯罪者でもあり被害者でもある人も多い
 - 通常の裁判でよいのか？
- ...「修復」のために

★ 未来につながる制度とは？

大規模犯罪の処罰と被害者救済のための国際制度

- ・国際刑事裁判所 (ICC)
と被害者信託基金 (オランダ)
日本人裁判官の尾崎久仁子判事
 - ・旧ユーゴスラヴィア国際刑事法廷 (オランダ)
 - ・ルワンダ国際刑事法廷 (タンザニア)
 - ・特別アフリカ裁判部 (セネガル)
 - ・レバノン特別法廷 (オランダ)
- 犯罪地から遠い !
- ・シエラレオネ特別裁判所 (シエラレオネ、オランダ)
 - ・カンボジア特別法廷 (カンボジア)
- 犯罪地で !

★ メリット・デメリットはなんだろう？

第二次大戦中の戦争犯罪被害者への賠償の動き

●日本強制労働被害者・・・平和条約による処理

1999年 「カリフォルニア州戦時強制労働補償請求事項延長法」により集団訴訟多発

2012年 韓国大法院判決日韓請求権協定の特殊性私企業に対する強制労働保障金支払い命令→集団訴訟多発

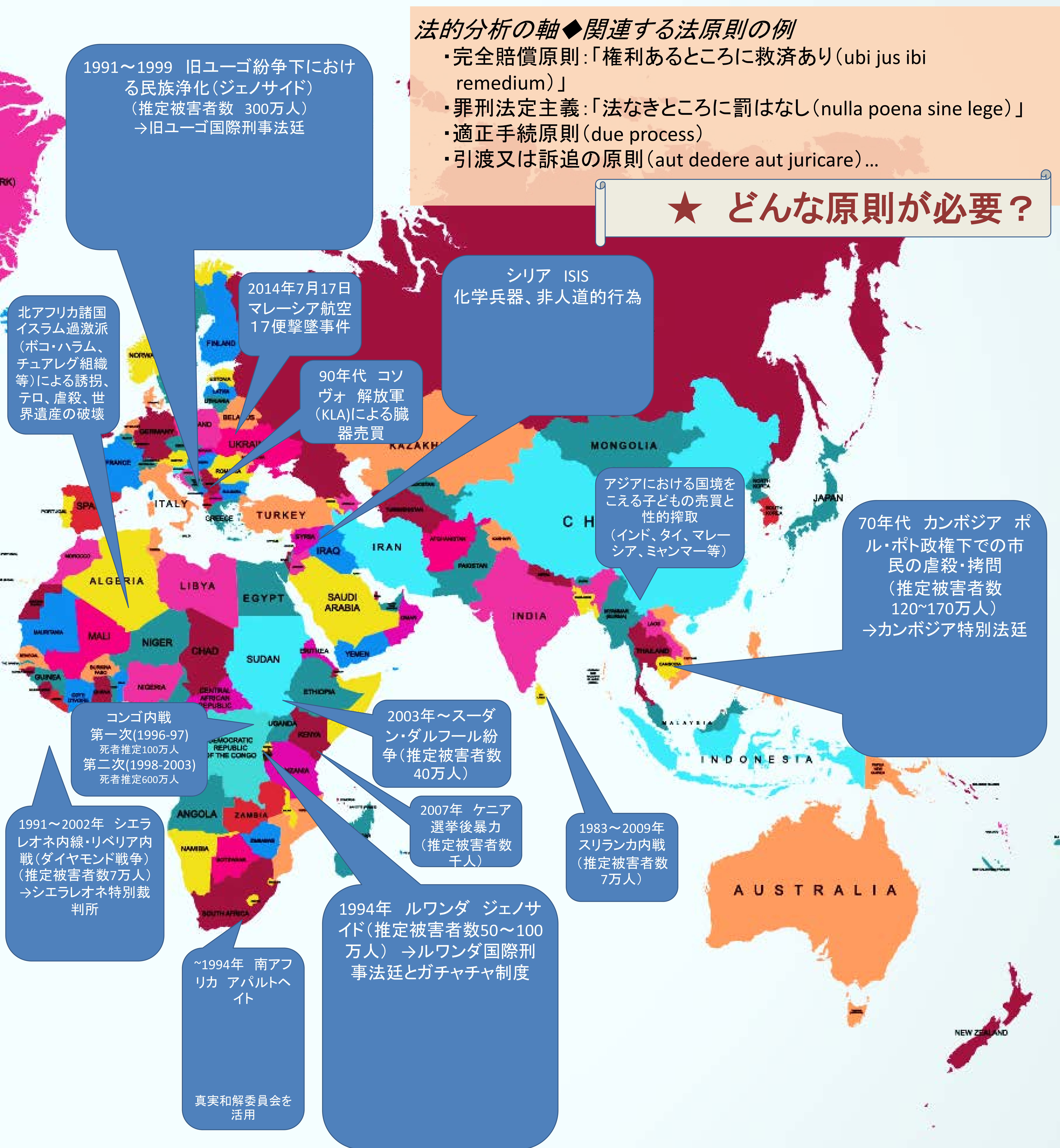


第二次世界大戦後の代表的な大規模犯罪のマップ

法的分析の軸◆関連する法原則の例

- ・完全賠償原則:「権利あるところに救済あり(ubi jus ibi remedium)」
- ・罪刑法定主義:「法なきところに罰はなし(nulla poena sine lege)」
- ・適正手続原則(due process)
- ・引渡又は訴追の原則(aut dedere aut juricare)...

★ どんな原則が必要？



●ナチス強制労働被害者 …平和条約の不存在
1995年 米国にて私企業に対する集団訴訟多発 & ドイツ企業に対するボイコット運動
2000年 ドイツで「記憶・責任・未来」財団の創設(費用はドイツ政府と企業で折半)
総額43億7千万ユーロの補償金を98か国166万人に対して2007年までに給付